

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

帯広市長

公表日

令和4年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種の実施や記録管理などを行っている。</p> <p>併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種対象者の管理 2 接種記録の登録及び閲覧 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第10, 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条第8号別表第二の第3欄「情報提供者」が『市町村長』のうち、第4欄「特定個人情報」に以下の項目が含まれる項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2, 115の2の項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第59条の2</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第8号別表第二の第1欄「情報照会者」が『市町村長』のうち、第2欄「事務」に以下の項目が含まれる項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 115の2の項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部組織人事室ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は 〒080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9720)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9720)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月23日	I-4-②	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番17、18、19)	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二第四欄で「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(項番16の2) (別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番16の2、17、18、19)	事後	法律改正
平成29年6月23日	I-5-②	保健福祉センター館長 名和靖史	健康推進課長 鳥本貴敬	事後	人事異動による所属長変更
平成29年6月23日	II-1	平成26年10月1日	平成29年4月1日	事後	計数の時点変更
平成29年6月23日	II-2	平成26年10月1日	平成29年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年6月21日	II-1	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年6月21日	II-2	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	計数の時点変更
平成30年7月7日	I-5-②	健康推進課長 鳥本貴敬	健康推進課長	事後	人事異動による所属長変更
令和1年6月17日	II-1	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
令和1年6月17日	II-2	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
令和1年6月17日	I-5-②	健康推進課長	保健福祉センター館長	事後	人事異動による所属長変更
令和1年6月17日	IV	なし	様式変更によりIVリスク対策を追加	事後	様式変更
令和2年4月1日	I-5-①	保健福祉部健康推進課	市民福祉部健康保険室健康推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年4月1日	I-5-②	保健福祉センター館長	健康推進課長	事後	人事異動による所属長変更
令和2年4月1日	I-7	総務部情報システム課	総務部総務室ICT推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年4月1日	I-7	保健福祉部健康推進課	市民福祉部健康保険室健康推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年4月1日	I-8	保健福祉部健康推進課	市民福祉部健康保険室健康推進課	事後	機構改革による部署名変更
令和2年6月30日	II-1	1万人以上10万人以下	1000人以上1万人以下	事後	対象者数の変更
令和2年6月30日	II-1	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	計数の時点変更
令和2年6月30日	II-2	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	計数の時点変更
令和3年3月12日	I-1-②		新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する旨を追記	事前	法改正に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I-3	番号法別表第一(項番10)	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条及び第67条の2 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項及び93の2項	事前	法改正に基づく追記
令和3年3月12日	I-4-②		・情報提供および情報照会の根拠に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」に関する記載を追記	事前	法改正に基づく追記
令和3年3月12日	II-1	1,000人以上1万人未満	10万人以上30万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の追加に伴う変更
令和3年3月12日	II-1	令和2年6月30日 時点	令和3年1月31日 時点	事前	計数の時点変更
令和3年3月12日	II-2	令和2年6月30日 時点	令和3年1月31日 時点	事前	計数の時点変更
令和3年3月12日	III	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	評価対象人数の増に伴う変更
令和3年3月12日	IV-1	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	評価対象人数の増に伴う変更
令和3年6月1日	II-1	令和3年1月31日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	計数の時点変更
令和3年6月1日	II-2	令和3年1月31日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	計数の時点変更
令和3年6月30日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律改正
令和3年9月30日	「I 関連情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「I 関連情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「③システムの名称」	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「I 関連情報」-「3 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	-	(内容追記) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「I 関連情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を追記	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1対象人数」-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	計数の時点変更
令和4年6月30日	「Ⅱしきい値判断項目」-「2取扱者数」-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	計数の時点変更